



(裏)

【同意事項】

- ① 受給資格の認定のため、市が、私及び生計を共にしている世帯員の住民情報、税務情報などについて、必要な範囲に限り公簿等により閲覧すること。
- ② 就学奨励費の振込先は、「1」に記載した振込先金融機関とすること。なお、未納の学納金がある場合は、就学奨励費を学校長の指定する口座へ振り込むこと。
- ③ 就学奨励費の請求、受領又は返還に関する事務手続について、必要に応じて、在学する学校長又は教育委員会の主管課長へ委任すること。